

事務連絡
令和3年3月19日

各位

国土交通省自動車局

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施等に係る
貴傘下会員等への周知について(依頼)

令和3年3月18日に開催された第58回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、緊急事態宣言の解除と解除後の新型コロナウイルス感染症への対応が決定され、これに伴い新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されました。

これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1及び別添2のとおり依頼がありました。

つきまして、貴会におかれては、別添について貴傘下会員等に対し周知いただくとともに、基本的対処方針に基づく感染予防対策の徹底、緊急事態措置区域から除外された11都府県におけるテレワークの推進等による出勤者数の7割削減を目指す取組み、その他感染拡大防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 別添1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について」
- 別添2 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「テレワーク等の推進について」